

諮問事項 1 2 意見書等の提出に関する陳情の取扱いについて

1 課題の整理

(1) 課題

意見書の提出に関して、議会の議決（陳情の議決結果）が守られていない。議会の不作為が起る運営をしている。

(2) 原因

意見書の提出について、異なる二つの基準を適用している。本来、同一案件には、同一の基準が適用されるべきである。

【二重基準】

①議員（会派）提案の意見書は、**全会一致**を原則としている。

②陳情による意見書は、前提となる陳情を**多数決**としている。

※ 議会の議題とすることは表決を行うことであり、多数決により決することになる

2 前回の主な議論と論点

(1) 意見書提出を求める陳情を議決していながら、意見書を提出していない不作為の現状を改善する必要性

①前回の主な議論

不作為を改善する必要がある	
自民党	議会として意見書を提出する道義的責任がある以上、改善が必要である。
公明党	(提案会派)
民主クラブ	陳情が採択されたのに意見書が提出されていないのは不作為であり、是正が必要である。
不作為を改善する必要はない	
共産党	委員会で熟議をすることが重要であり、意見書が提出できないからと言って、単純に不作為とは言い切れない。

②本日の論点

不作為の現状を改善するか否か。

【不作為とは】

意見書の提出に関する陳情では、陳情の内容に議会として賛同し、議決していながら、それに基づいて議会が取るべき行動（意見書の提出）をしていない。委員会での審査結果の報告を受ける議長をはじめ、当該正副委員長や各委員も、不作為に関与していることになる。

(2) 陳情に基づく意見書提出について「原則として全会一致」の必要性

①前回の主な議論

「原則として全会一致」を維持すべき	
公明党	(提案会派)
共産党	板橋区議会の総意としての合意が得られていない意見書は、議決されたからと言って提出するということにはならない。
「原則として全会一致」を維持すべきではない	
民主クラブ	会派提案の意見書については議会内部から出ているものであり、会派間で調整し、全会一致で案をまとめることが望ましい。一方、意見書提出を求める陳情については、議会として判断を求められている以上、多数決原理となることもやむを得ない。

②本日の論点

「原則として全会一致」を維持するか否か（全会一致を維持する場合は、二重基準を解消する必要がある）。

(3) 委員会において「全会一致で採択できる状況になるまで継続審査」の是非

①前回の主な議論

陳情は結論を出すべき	
公明党	<ul style="list-style-type: none">・ 議会は議決機関であるので、採択か不採択が原則であり、本来、結論を出すべきである。・ 実例にあるとおり、初回の審査で全会一致での採択とならない陳情は、継続して審査をしても、全会一致で採択となることはない。
陳情の結論を出す必要はない	
共産党	<ul style="list-style-type: none">・ 参考文献でも「意見書案を可決できる見通しがついたときに採択する」となっており、熟議を重ねた結果であれば、任期中に結論が出ないこともやむを得ない。・ 継続することは議会として一致する方向で引き続き努力している状況であり、採択か不採択か決めることを前提としなくても良い。

②本日の論点

全会一致での採択となるまで継続審査とし続けることが適切か否か。

【委員会の審査結果】

会議規則第 86 条 委員会は、請願について審査の結果を次の区分により意見を付け、議長に報告しなければならない。

(1) 採択すべきもの

(2) 不採択とすべきもの

※ 継続審査や審議未了（保留）は例外である。

【参考文献の見解】

特定の事項について意見書、決議を国会や関係行政庁へ提出されたいとの請願を採択した場合、議会は提出の政治的責任を負いますので、意見書案、決議案を可決できる見通しがついたときに採択する必要があります。請願を採択したあと意見書案、決議案の提出に消極的になることがあります。これは請願の審査を十分行っていないことによるものですから留意する必要があります。仮に、意見書案、決議案が提案されなかったときは、請願者に失望をもたらすだけでなく、議会と請願者、住民との信頼関係を著しく損ねることになりますので、委員会で意見書案、決議案の基本的な内容、表現について合意を得ることが望ましいといえます。

※ 『議員・職員のための議会運営の実際⑰ 51 ページより』

3 解決策

不作為の現状を改善し、全会一致を維持する場合

(案1) 意見書・要望書等の提出を求める陳情は、議会運営委員への参考送付とする。

意見書・要望書等の提出を求める陳情は委員会に付託せず、議会運営委員への参考送付とする。意見書等を提出すべきと判断した会派は、案文を作成・提出し、会派提案の意見書と併せて幹事長会において議論する。

(案2) 委員会で全会一致での採択となる見通しがつくまで、継続審査とする。

全会一致に向けた努力をし、熟議を重ねるという意味で、全会一致での採択となる見通しがつくまで、継続審査とする。

(案3) 委員会で全会一致での採択とならない陳情は、審議未了（保留）とする。

初回の委員会審査において全会一致での採択ができない陳情は、審議未了（保留）とする。

不作為の現状を改善し、全会一致を賛成多数に変更する場合

(案4) 表決の結果を優先し、賛成多数でも意見書を提出する

陳情採択と意見書未提出の不整合を正し、議会の不作為をなくすため、賛成多数でも意見書を提出する。